

奈良県人事委員会訓令第二号

奈良県人事委員会事務局

奈良県人事委員会事務局規程（昭和五十八年四月奈良県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

第四条の見出し中「次長」の下に「及び課長」を加え、同条中「次長」の下に「及び課長」を、「別表第二」の下に「及び別表第三」を加える。

第七条第一項中「事務局長が不在」の下に「（出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあることをいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 課長が不在のときは、次長がその事務を代決することができる。

別表第一第十三号中「規則第六条関係第三項」を「規則第六条関係第四項」に改め、同表第十四号中「通勤手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号）第十一条の三の規定による認定及び」を削り、同表第十五号中「第五条第三項第二号」を「第五条第二項第二号」に、「規則第五条関係第五項第一号」を「規則第五条関係第四項第一号」に改める。

別表第二第一号中「事務局職員（事務局長、参事及び次長を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）」を「課長」に改め、同表第二号及び第三号中「事務局職員」を「課長」に改め、同表第四号を削り、同表第五号中「配付」を「配布等」に改め、「こと」の下に「（定型的又は軽易なものを除く。）」を加え、同号を同表第四号とし、同表第六号を同表第五号とし、同表第七号を削る。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条関係）

課長専決事項

- 一 事務局職員（事務局長、参事、次長及び課長を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）の旅行命令（私有自動車等に係る承認を含む。）及び復命に関すること。
- 二 事務局職員の超過勤務、休日勤務及び夜間勤務命令に関すること。
- 三 事務局職員の服務に関する願及び届の処理並びに勤務時間条例第六条第一項に規定する週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更に関すること。
- 四 事務局職員の事務分担に関すること。
- 五 定型的又は軽易な行政資料の収集、作成及び配布等に関すること。
- 六 定型的又は軽易な通知、報告、照会、回答等に関すること。
- 七 その他奈良県事務決裁規程別表第一に掲げる事項のうち、出先機関の課長等が専決できることとされていること。